平成22年度 事業評価(事業活動記録)

事業No. 382

所管部局	農林商工部	所	管	課	農政課	担当者	名	寺井 正	三和
事 業 名	中山間直接支払事業	i e					事	業分類	ソフト事業
細事業名	中山間直接支払事業	i di					政	策体系	212
会 計	一般会計	科		目	6. 農林 - 1. 農業 - 3. 農業				

1. 事業の概要

農地の多面的機能を維持するため、特定農山村指定等内の農業振興地域農用地で1ha以上の纏まりがあるものに中山間地域等と平場地域との生産条件の格差是正の支援をする。

2. 事業の目的と必要性

①施策で目指す目標との関連付け

豊かな緑と清流を守るうえで農地の保全は重要なものであるが、当該直接支払交付金制度を利用することにより、適正な農業生産活動が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上が図れるものである。また当該直接支払対象地域以外の地域住民に対しても、中山間地域の持つ水源の涵養、保健休養等の多面的機能を及ぼす効果が期待できる。

②事業を実施する必要性

当該直接支払交付金実施地域においては、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業生産条件が不利な地域があることから担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的な機能の低下が懸念されており、その不利を補正するための支援を行うことが必要である。

3. 事業費の推移

			単位	平18決算	平19決算	平20決算	平21決算	平22予算	平23計画	平24計画
決	算額または計	画額	千円	74,568	74,338	74,288	74,225	74,015	74,015	74,015
ゔ	ちー般職・嘱託職・臨 給与および共	時職の 斉費等	千円	176	0	0	0	0	0	0
財	使用料・手数		千円	0	0	0	0	0	0	0
源	国・府支は	出金	千円	55,901	55,889	55,855	55,624	55,623	55,623	55,623
内	地 方	債	千円	0	0	0	0	0	0	0
訳	一 般 財	源	千円	18,667	18,449	18,433	18,601	18,392	18,392	18,392
職	員等の従事	人員	人/年	I	1	0.20	0.70			
人	件	費	千円			997	3,664			
事	業費総	額	千円	1	-	75,285	77,889			

[※]事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。

4. 主な事業費の内訳

中山間地域等直接支払交付金(82協定)73,558,351円 推進事務費 455,353円

過年度交付金返還金 211,492円

5. 事業結果の概要

市内82の集落協定に対し交付金を交付することにより、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に に向けた前向きな取組等の推進を図ることができた。

[※]千円未満を四捨五入し表示しているので、合計等が一致しない場合がある。

6.活動の詳細

活 動 内 容	活動日又は時期	活動結果等
(1)推進交付金事務		
推進交付金(事務費)実施計画、交付申請	4月~6月	推進交付金(事務 費) 455 千円(財源内 訳) 国費 445千円 市費 0千円
(2)協定内容確認事務		
集落協定活動内容の確認、変更手続事務	6月~7月	対象 82集落協定(内訳)園 部 5、八木 3、日吉21、 美山53
(3) 実施状況確認事務		
集落協定活動内容の実施状況の現地確認事務	8月~9月	対象 82集落協定(内訳)園 部 5、八木 3、日吉21、 美山53
(4) 交付金交付申請		
交付面積確定による集落からの交付申請受付	10月~11月	対象 82集落協定(内訳)園 部 5、八木 3、日吉21、 美山53
(5) 収支報告等の確認		
当該年度交付金収支報告書等集落からの報告	12月~1月	対象 82集落協定(内訳)園 部 5、八木 3、日吉21、 美山53
(6) 交付金交付申請		
交付金の京都府への交付申請交付金の国府への返還	1月~2月	交付金 73,558 千円 (財源內訳) 国費 36, 779 千円 府費 18, 389 千円 市費 18, 390 千円 返還金 211 千円(財源 內訳) 雑入 211 千円
(7) 交付金交付決定		
京都府からの交付決定後、集落への交付決定通知 京都府へ概算払請求後、集落への交付事務	2月~3月	対象 82集落協定(内訳)園 部 5、八木 3、日吉21、 美山53
(8) 交付金交付額確定		
京都府からの交付確定通知後の各集落へ交付確定通知	4月	対象 82集落協定(内訳)園 部 5、八木 3、日吉21、 美山53

7. 所属長評価 [平成20年度から改善した点、今後の展開など]

集落協定における実践が、地域住民の意識の向上や耕作放棄地の抑制に寄与している。平成21年度をもって第2 期対策は終了。平成22年度から平成26年度までの5ヵ年間第3期対策として実施。制度改正について協定主体に 対して説明会を実施予定である。

【参考】過年度の評価

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点 国の施策として行っているため、特になし。 ②当該事業のアピール事
- 当該交付金の効果として、集落協定における実践が、地域住民の意識の向上や耕作放棄地の抑制に効果をあ
- 「当版文代金の効果として、業格協定における美國が、地域住民の意識の同工、新作放業地の抑制に効果をあげている。 ③反省点、今後の展開・方向性等 食料・農業・農村基本法(平成11年制定)第35条第2項に基づく国の支援策であり、第一期対策、第二 期対策と10年間にわたって講じられてきたが、平成22年度以降の第三期対策については現時点で不透明な 部分が多い。